

平成 25 年度撤退基準の達成が困難若しくは達成が見込めない具体的取組の対応方針（案）

	取組番号	25 年度運営方針における 撤退基準の達成見込み	対応方針
1	1-5-4 4-1-4	(撤退基準) 2 地域で新たな見守り活動が着手されなければ実施形態を再構築する。 (達成見込) 活動に取り組む地域は増えていない。	・災害時要援護者の実態把握による地域見守り活動サポート事業との連携により、地域活動協議会に福祉課題への取り組みが根付くようサポートする。
2	2-1-4	(撤退基準) 任命者がいない場合は再構築する。 (達成見込) 25 年度新たな任命者はなし。	・新たな大使の任命には至らなかったものの、昨年度より引き続き任命している大使とともに区の PR 方法の検討を図るとともに区の魅力を PR できる新たな任命に取り組む。
3	2-1-8	(撤退基準) 更新回数が前年度実績を下回る場合は事業を再構築する。 (達成見込) アクセス数が低迷しており更新を見合わせた。	・事業関係者と協議し課題解消に向け検討を図ったところ、抜本的なシステムの再構築が必要なことから、現サイトを一旦閉鎖することとした。 ・区においても、引き続き、地域や企業等と連携して実施するイベント等の情報発信については、SNS 等広報媒体を活用して支援していく。
4	3-1-1	(撤退基準) 保育所または保育ママ事業を開設できない場合は再構築する。 (達成見込) 保育所は 1 か所 70 人の入所枠を確保した。平成 26 年度開設予定。	・待機児童の解消に向け小規模保育事業、保育所整備について引き続きこども青少年局との協議を実施する。